

## 愛知県いじめ問題調査委員会調査報告書の概要（2020年公表）

### 事案3

愛知県内の私立中学校3年生（平成28年度当時）の夏休み中に、生徒の自宅に「学校に来るな」という内容を含む誹謗中傷と過去のいじめをほのめかす差出人不明の脅迫手紙が届いた。平成28年9月、中学校は、過去のいじめを含めて調査を開始し、中学2年生時にいじめがあったことを認知したが、手紙の差出人を特定するには至らなかった。

当該生徒は、こうした状況の中で通学していたが、平成29年3月以降、幻聴と思われる症状を訴えるようになり、同年4月、併設の高校に進学した後、1年の1学期に延べ31日欠席した。

### ○検証結果のポイント

#### （1）学校の設置者が行った調査のプロセス・方法

##### ① 本事案の発生時期

中学校では、過去にも、いじめによる重大事態が発生し、県による再調査が実施されている。また、過去の事案と本事案は、差出人不明の手紙が自宅に届くという同じ手口で、非常に近い時期に発生している。

しかしながら、これらのことについて、第三者委員会では検証されていない。

##### ② いじめの認識

本事案では、中学2年生の1学期に、教員がいじめと認識できなかった。また、教員間の連携も不足していた。中学校では、法第12条の規定に基づき、学校いじめ防止基本方針を策定し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することとしているが、この内容について、全ての教員に正しく理解されているとは言い難く、学校いじめ防止基本方針が形骸化していたと考えられる。

##### ③ 初期対応

教員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反する。

本事案は、中学校の教員が、いじめと明確に認識できず、学校いじめ対策組織に報告しなかったため、学校全体としての組織的対応ができなかった。中学校の対応は、法に反するものであり、こうした対応がいじめの継続を招いたことは否定できない。

##### ④ 組織による対応

本事案では、中学3年の夏休みの脅迫手紙の事件後、学校いじめ対策組織が中心となり調査を行ったが、手紙の差出人を特定することはできないまま調査を終了し、再発防止のための取組みが行われなかった。このことで、加害生徒に対する指導の機会も失うこととなった。調査により事実関係を明らかにすることが重要であることは言うまでもないが、埋もれている加害生徒の「気づき」を促し、同じ過ちを繰り返さないようにすることも重要である。

##### ⑤ 組織の構成

中学校の学校いじめ防止基本方針によれば、学校いじめ対策組織は、教員のみで構成されており、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなど外部専門家等は構成員となっていない。

##### ⑥ 重大事態の発生報告及び調査開始の時期

中学校は、中学3年の夏休みの脅迫手紙の事件後の調査において、中学2年生時にいじめがあったことを認知したが、この時点で、学校が重大事態としての対応を開始することはなかった。

本事案は、中学校が、重大事態として早期対応しなかったことにより、本生徒の心身に重大な被害が生じたとともに、高校1年生時の不登校につながっており、被害が深刻化した。

##### ⑦ 第三者委員会による調査

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省。以下「国のガイドライン」という。）では、重大事態に関する調査を行う際には、事前に、調査内容、構成員等について、被害生徒側に説明することとされている。

しかしながら、第三者委員会の調査においては、本生徒側には事前の説明は一切ないまま、調査が開始されていた。さらに、調査の経過報告も行われず、本生徒側への配慮が欠けていたと言わざるを得ない。これらの対応は、国のガイドラインに明らかに反するものであった。

##### ⑧ 本生徒への対応

本生徒の保護者からは、本事案に係る学校の対応の問題点について指摘されているが、本生徒側と学校側の事実関係の受け止め方に齟齬が多くある。

この背景には、本生徒側と学校側の信頼関係が損なわれていたことが要因の一つに考えられ、学校側は、いじめによる被害を受けた生徒に対する配慮、支援という観点からも、本生徒側との信頼関係を醸成し、本生徒が安心して登校できる環境を整えるとともに、学習支援を進める必要があった。

#### （2）調査の分析

なぜ重大事態として教員が認識することができず、学校全体でいじめ防止の取組みとならなかったのかについて、検証する必要があった。

中学校では、過去にも、本事案と同様のいじめによる重大事態が発生し、県による再調査が実施されている。また、過去の事案と本事案は、差出人不明の手紙が自宅に届くという同じ手口で、非常に近い時期に発生しているにもかかわらず、再び同種の事態が発生したことについて、第三者委員会では検証されていない。

何よりも、同じ中学校で、重大事態につながるような同種のいじめがなぜ再度生じたのか、そこにいかなる本質的問題があったのか、その問題を解決して未然防止に生かすにはどのような対策が要請されるのかを検証し、明らかにする必要があった。

## (3) 学校における再発防止等のための取組み

## ① 初期対応を機能させるための取組み

中学校では、過去にもいじめによる重大事態が発生し、県による再調査が実施されているにもかかわらず、再び同種の事態が発生しており、このことに鑑みれば、教員間の日常的コミュニケーションを始め、いじめに関する情報共有や組織的活動といったいじめに対する取組みが、有効に機能していなかったと言わざるを得ない。このため、再発防止策として、学校いじめ対策組織が有効に機能するための教員の認識、仕組みを検討する必要がある。

また、一般的に言って、障害のある児童生徒が受けやすいいじめについて、教員が障害への理解を深めるとともに、いじめを受けることがないように、学校全体で注意深く見守り、適切な支援を組織的に行う必要がある。

さらに、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、学校評価において目標の達成状況を評価し、その評価結果を踏まえて、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を図る必要がある。

## ② 被害生徒に寄り添い支える体制

中学3年の夏休みの脅迫手紙の事件後、学校いじめ対策組織による組織的対応がされたが、寄り添い支える体制がとられたとは認められない。中学校では、過去に、差出人不明の手紙が自宅に届くという同じ手口で、長期欠席に至った前例があることから、この時点で、本生徒が長期欠席に至っていなくても、「いじめにより重大な被害が生じた疑いがある」として、第三者による調査を行うための組織を速やかに設置し、手紙の差出人の特定だけでなく、なぜこういうことが起きたのかを調査・検証し、本生徒に寄り添い支えつつ、再発防止策を検討する必要がある。

## ③ 教員に対する研修

中学校においては、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、いじめを積極的に認識することやいじめが生徒にとっていかに深刻な精神的危害になっているかといった、いじめについての共通認識が必ずしも全教員に浸透しておらず、その点について教員の理解を図る必要がある。

## ④ 生徒に対するいじめ防止教育

いじめは、深刻な精神的危害になることや自分ひとりで抱え込まないことを繰り返し伝えることによって、生徒の捉え方が変わり、未然防止や早期発見につながるものと考えられる。

また、いじめは、重大な人権侵害であり、学校の教育活動全体を通して、人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にされた教育を推進し、いじめに向かわない心情の育成に努めるとともに、生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、クラスや全校の集会等でいじめ防止について議論するなど、生徒が主体となって、「いじめは絶対にしない・許さない」という反いじめの意識を醸成していく必要がある。

## 1 いじめの正しい理解と認識

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが基本である。いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであり、教員には見えない所で被害が発生している場合もある。そのため、どんなささいな情報にも目配りし、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめを発見する必要がある。

さらに、児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談があった場合には、真摯に傾聴し、早期かつ継続的に対応する必要がある。

## 2 情報共有と初期対応

いじめへの対応は、一部の教員が抱え込むのではなく、教員間で情報を速やかに共有し、組織的に対応することが必要である。そして、初期対応が適切な時期に行われるためには、特に、初期対応のマニュアルが重要である。そして、いじめの解決は謝罪のみで終わるものではないという観点から、被害児童生徒、加害児童生徒に対し、初期段階から継続的に注意を払っていくという視点からの取組みが求められる。

## 3 重大事態に対応する組織

いじめを発見したときや、いじめの相談を受けたとき、又はいじめの疑いがあると思われるときは、速やかに学校いじめ対策組織において情報を共有し、特定の教員で問題を抱え込むことがないように、迅速かつ組織的に対応することが必要である。

学校いじめ対策組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも連携の上、実情に応じた対策を推進することが必要であり、阻害要因や課題があるのであれば、校長の強力なリーダーシップにより、措置を講じる必要がある。学校側の事情によって、いじめへの対応がおろそかになるということがあってはならない。

## 4 いじめ防止等の取組み

教員は、いじめへの感度を高め、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つことが大切である。

いじめがあったことが確認された場合は、組織的に、いじめをやめさせ、再発防止の措置を講じるとともに、加害児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させることが重要であり、加害児童生徒の成長の機会とすることも、学校教育の一環である。